

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第1項
処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：北海道公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法第26条の7（自動車の使用の制限の基準） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律27条（方面公安委員会の権限の委任） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第6条（方面公安委員会への権限委任）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 合 せ 先： 北海道警察本部交通指導課指導取締係（電話011-251-0110） 各方面本部交通課企画・指導係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備 考：

別添 処分量定の基準

前 歴	車種	累積点等	2点又は	4点又は	6点から	9点以上
			3点	5点	8点	
な し	大型車等				30日	45日
	普通車				20日	30日
	二輪車等				10日	15日
一 回	大型車等			30日	45日	60日
	普通車			20日	30日	40日
	二輪車等			10日	15日	20日
二 回	大型車等	30日		45日	60日	75日
	普通車	20日		30日	40日	50日
	二輪車等	10日		15日	20日	25日
三 回 以 上	大型車等	45日		60日	75日	90日
	普通車	30日		40日	50日	60日
	二輪車等	15日		20日	25日	30日

- 注：1 「大型車等」とは、大型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。
 2 「普通車」とは、普通自動車をいう。
 3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。